

○立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会規程

2008年7月2日

規程第777号

(設置)

第1条 本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、自己点検および評価を行い、その結果を公表することを目的として、立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、本大学における教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）について、自己点検・評価を実施する。

2 委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価項目の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施、組織および体制に関する事項
- (3) 各組織の自己点検・評価結果の統括に関する事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (5) 自己点検・評価結果の公表に関する事項
- (6) その他自己点検・評価および外部評価ならびに第三者評価に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学長のもとに設置し、自己点検・評価は、各組織において組織の長を責任者として行う。

2 委員会は、次に定める委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長の指名する者

3 委員長および副委員長は、委員のなかから学長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(結果の報告、評価結果の反映)

第4条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長および立命館アジア太平洋大学大学評価委

員会に報告する。

- 2 学長は、評価結果を受け、その内容を本大学の諸計画に反映させる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、毎年度1回以上、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

- 4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月2日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2014年9月9日委員会構成の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2014年9月9日から施行する。

附 則 (2021年10月19日 幹事会の設置に伴う一部改正)

この規則は、2021年10月19日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2026年3月3日 委員会構成の変更および幹事会の廃止に伴う一部改正)

この規程は、2026年4月1日から施行する。